

精華町ボランティア基金管理運営委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、「精華町ボランティア基金設置要綱」第6条の規定に基づき、町ボランティア基金管理運営委員会（以下「管理運営委員会」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(管理運営委員会の任務)

第2条 管理運営委員会は町社会福祉協議会会長の諮問に応じて次の各号に掲げる事項を審議し、その結果を会長に答申する。

- (1) 基金の造成に関すること。
- (2) 基金の管理運営及び助成に関すること。
- (3) その他、目的達成に必要な事項。

(管理運営委員会の構成)

第3条 管理運営委員会は、委員15人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者で構成され、町社会福祉協議会会長が委嘱する。

- (1) 町関係者
- (2) ボランティアグループ連絡協議会等関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 町社会福祉協議会関係者

2 必要ある場合は、資料の作成・調査等にあたらせるために、幹事若干名を置くことができる。幹事は、町社会福祉協議会会長が委嘱する。

(正副委員長)

第4条 管理運営委員会に正副委員長を各1人置く。正副委員長の選任は、委員の互選とする。

- 2 委員長は、管理運営委員会を代表し、管理運営委員会を総括する。
- 3 委員長事故ある時は、副委員長が委員長の職務を代理する。

(委員・幹事の任期)

第5条 委員及び幹事の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 委員の再任を妨げない。

(召集及び議事)

第6条 管理運営委員会は、必要の都度委員長が召集し、議長となる。

2 管理運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 管理運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。

(庶務)

第7条 管理運営委員会の庶務は、町社会福祉協議会が行う。

(定めなき事項の処理)

第8条 この規則に定めるもののほか管理運営委員会の運営に必要な事項は、社会福祉協議会会長が定める。

附 則

この規程は、平成3年4月1日より施行する。